

業務指示書

イラク国国家油流出事故対策計画策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年2月24日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 馬庭 泰介 Maniwa.Taisuke@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年2月29日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：油流出事故対応に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/油流出事故対応計画/取りまとめ）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：油流出事故対応に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 油流出事故対応計画1（対応戦略）】

- 1) 類似業務の経験：油流出事故対応計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 油流出事故対応計画2（組織・制度）】

- 1) 類似業務の経験：油流出事故対応計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年3月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IQD1 = 0.102 円 , IRR1= 0.003円 , KWD1= 390.54円 , TRY1= 39.782円 , JOD1= 168.154円 , BHD1=312.83円 , US\$1 = 118.74 円 , EUR1 = 129.55 円 , GBP1=169.75円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/油流出事故対応計画/取りまとめ

油流出事故対応計画1（対応戦略）

油流出事故対応計画2（組織・制度）

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年3月31日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
イラク国国家油流出事故対策計画策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/油流出事故対応計画/取りまとめ	(26.00)	(15.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	3.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	1.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	()	(3.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	3.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 油流出事故対応計画1（対応戦略）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 油流出事故対応計画2（組織・制度）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

イラク国は原油確認埋蔵量が世界第5位（1,430億バレル）の石油産出国で、石油セクターは同国の基幹産業となっている。イラクの油田地帯はティグリス・ユーフラテス川の南東部から北東部に広がっており、数多くの原油生産施設、製油所、出荷基地等の石油関連施設、及びそれらを結ぶパイプライン網が建設されている。パイプラインによる出荷ルートの多角化はイラクの重要政策となっており、今後さらに大口径の輸出用パイプラインの敷設が計画されている。これらのパイプライン網は河川や湿地帯を縦断しており、大規模油流出事故が起きた場合、流域に拡がる貴重な生態系や経済活動を支える社会インフラ（運輸交通・港湾、火力発電所等の工業施設、工業・農業用水路、灌漑用水網、養殖場等）に深刻な影響を与えることが懸念される。またティグリス・ユーフラテス川下流のシャットウルアラブ川はイランとの国境河川となっており、少量の油流出も越境油汚染となり得る。

一方、海洋部分については、現在日本も含め海外からの支援を受けて、バスラ沖に大規模な原油輸出ターミナルの整備が進められている。同ターミナル付近で大量流出事故が起きた場合、流出油により、隣国（クウェート・イラン、さらにペルシャ湾全域）の沿岸部に存在する貴重な生態系（湿地）や社会インフラ（淡水化プラントや発電所の取水口等）への悪影響が懸念されており、これら諸国にとって大きな潜在的リスクとなっている。

このように国内外に油流出事故に係る大きなリスクを抱えているにも拘わらず、イラク国では油流出事故に係る国家対応計画（National Oil Spill Contingency Plan；以下NOSCPという）が策定されておらず、事故の影響や被害を最小にするための初動対応や関係国・機関への迅速な通報体制が未整備の状況にある。また、国際海事機関（IMO）が定める海洋汚染防止関連の主要条約（MARPOL73/78及びOPRC条約）も未加入で、アラビア湾岸諸国の環境保護協力や共同防災体制を定めたクウェート条約及びその議定書に加盟はしているものの実質的な活動は行っておらず、湾岸産油国としての国際的な責務を果たしていない状況が続いている。

今後、イラクの基幹産業である石油セクターが持続的な発展を続けるためには、内陸部及び海域での油流出事故を包括的に管理し、事故発生時の環境・社会影響を最小化するためのNOSCP策定が急務となっている。また、世界有数の産油国としてアラビア湾から大量の原油を安定的に輸出するためには、前述したような海洋に係る国際条約・地域協定に批准し、その枠組みの中で、バーレーンに本部を置くアラビア湾岸8カ国の共同防災機関であるMEMAC（The Marine Emergency Mutual Aide Center）及び周辺湾岸諸国との協力体制を構築することが国際社会から求められている。

JICAでは2010年より4年にわたり、日本のODAで建設を進めているバスラ原油輸出施設での流出油対応計画策定支援において、ターミナルレベルでの対応計画作成と、ターミナルのオペレーションを行っているイラク国南部石油会社（SOC）の関係者に対する能力向上支援を行ってきた。その後、イラク国石油省は、原油輸出ターミナルのみだけでなく、全国の石油関連施設を含めた国レベルでの包括的な国家対応計画の策定支援をJICAに要請した。

同要請をうけ、JICAは2015年3月に情報収集確認調査を、同年7月には詳細計画策定調査を実施し、先方石油省及び関係機関と本件調査の内容・範囲及び実施体制等を確認するための協議を

行い、その結果を踏まえ同年10月に協議議事録(R/D)を締結した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、イラク共和国において、内陸及び海域を包括的に管理する国家油流出事故対応計画(NOSCP)をカウンターパートと協働で作成すると共に、これに必要なイラク側関係者の能力・知見が向上することにより、原油生産からパイプライン輸送、製油所、出荷に至るまでの石油開発生産活動に伴う油事故発生時の対応体制が整備され、大規模油流出事故に伴うイラク国内及びアラビア湾沿岸諸国への環境・社会影響の最少化に寄与するものである。

(2) 対象地域

イラク領海内、南部河川及び河口部、沿岸部、内陸部を含むイラク国全土(内陸部:437,072Km²、領海:1.1%、人口3,342万人(2013年統計))。なおクルド地区は除く。

(3) 関係官庁・機関

主管省庁は石油省であり、協力機関として保健・環境省及び運輸省、港湾公社があり、これら機関がカウンターパートとなる。また、石油省傘下の国営石油公社等も関連機関として本調査に参画する。詳細機関名は以下の通り。

【主管官庁】 イラク石油省・調査計画及びフォローアップ局 (Department of Study Planning and Follow-up)

【関連官庁】 保健環境省(本省、南部、中部、北部地方局)
運輸省、港湾公社(GCPI: General Company for Ports of Iraq, Ministry of Transport)

【関連石油公社】 石油省傘下国営石油公社 (Pipeline Oil Company, South Oil Company, North Oil Company, Missan Oil Company, Midland Oil Company)

(4) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

【案件実施支援調査(SAPI)】

1) バスラ原油輸出施設における油流出事故対応計画策定支援(フェーズ1~4)/2010-2015

【開発調査】

1) イラク国・港湾セクターにおけるマスタープラン調査/2013.8-2016.3

【有償資金協力】

1) バスラ原油輸出施設復旧事業/2008.1

2) 港湾セクター復興事業/2008.1、(Ⅱ)/2014.2

3) バスラ製油所改良事業(E/S)/2008.1、(Ⅰ)/2012.10

4) ペイジ油所改良事業(E/S)/2012.10

3. 調査の目的

本調査は、国家油流出事故対応計画（NOSCP）を策定支援するとともに、NOSCP を実際に運用するために必要となる法整備や資機材整備に係る計画策定や、実施機関及び関連機関の関係者の能力向上支援を通じて、イラク側が NOSCP を主体的かつ継続的に運用、管理していくための体制強化を目的とする。併せて、隣国イラン及びクウェートとの共同防災訓練を実施し、周辺国との緊急時の協力体制の強化を図る。

4. 調査の範囲

本調査は、2015年10月にJICAとイラク国政府との間で署名交換された協議議事録（R/D）に基づき実施されるものであり、「3. 調査の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。本調査は、全行程（約19ヶ月間）を2つのパートに分けて次の通り実施する。なお、2つのパートを合わせて、一つの契約とする。

- パート1：現状分析
- パート2：国家油流出事故対応計画の策定及び対応体制の強化

5. 実施方針及び留意事項

（1）JICA コンサルタントによる指導アプローチと安全対策

本協力では、NOSCP 作成はあくまでもイラク側が主体的に行い、コンサルタントはそれに必要な知見の提供、アドバイス、研修・訓練等を通じてイラク側関係者の能力向上を支援する。イラク国内の治安状況に鑑み、JICA コンサルタントによる指導（派遣地）は、比較的安全なエルビル、バスラ、或いは必要に応じて、近隣国（ヨルダンのアンマン等）をベースとし、いずれの場合もJICA 安全対策基準に準拠し派遣する。JICA コンサルタントによる指導アプローチとしては、これら派遣地にてカウンターパートを呼び寄せ、ワークショップ/セミナーを通じた指導/アドバイスを中心とし、イラク全国の石油関連施設の現場をベースとした指導/アドバイスではない。

なお、ワークショップ/セミナーに係る開催経費については、以下（2）記載の通り積算すること。

（2）ワークショップ／研修の開催

調査期間内に、関連行政機関責任者及び担当者に対して研修を目的としたワークショップ／研修を数回開催し、NOSCP 作成、実施体制の強化、人材育成を図っていく（対象となるカウンターパートは15-20名を想定）。

開催場所は、治安状況等に応じてイラクであればバスラ又はエルビル、或いは第三国であればヨルダンのアンマン又はトルコのイスタンブールで開催することを想定している。

ワークショップ／研修の開催経費については、外部委託講師の招聘も含めた必要な経費を見積もること。また、開催地をバスラと想定して安全対策に必要な経費も含めて見積もること。なお、原則として、イラク側参加者の国内旅費及び滞在費はイラク側の負担とする。（但し、治安情勢により、隣国で実施する場合は、イラク側参加者の海外旅費、滞在費はJICA側の負担とすることとする。）

イラク国内での滞在期間は JICA 安全対策措置上最大 9 日間であることに留意して現地調査スケジュールを計画すること。また、これに係る事前準備、事後処理を近隣国での現地調査とすることを認める。

(3) 関係行政機関との合意形成

本調査において、イラクによる NOSCP 策定に際しては、イラク側の石油省、傘下の原油パイプライン公社及び石油開発／精製会社、保健環境省、運輸省、港湾公社等の複数の関連行政機関の油流出事故対策について合意形成を行うことが大切である。本調査実施においては、これら関係者で構成される合同調整委員会 (Joint Coordination Committee) を設置することとする。

調査にあたっては、関連する機関の参画を促し、油流出事故対策に係る問題意識を共有すると共に、これら関係機関の協力が得られるように取り計らう。

なお、本調査では、国家油流出事故対応計画 (NOSCP) ドラフトファイナル版までをカウンターパート共に作成することとなる。その後 (本プロジェクト後) の NOSCP の国家承認に関しては、イラク側の責任のもと国会等しかるべき場で承認されることが期待される。

(4) 沿岸海域部の対応計画の策定

沿岸海域部分の NOSCP 策定に際しては、アラビア湾岸 8 カ国の共同防災機関である MEMAC (The Marine Emergency Mutual Aide Center) より適宜、助言を受けながら実施すること (JICA は MEMAC と本件に係る協力合意文書を 2015 年 4 月に交わしている)。

イラク側カウンターパートの対応能力強化研修として、調査期間内に、MEMAC が実施している IMO レベル 2 (現場監督者) ~ レベル 3 (管理責任者) 準拠の研修 (5 日間、受講生 15 名程度) をイラク国内、或いは近隣国 (ヨルダンのアンマン或いはトルコのイスタンブール) で実施することとし、必要な経費を見積書に含めること。

また、MEMAC の協力を得ながら近隣国イラン及びクウェート各々と共同防災訓練を実施することとし、プロポーザルにて相手国側の所轄機関との調整方法や訓練の概要について提案し、必要な経費を見積書に含めること。なお、相手国側との連絡・調整においては、イラク側の主体性及び MEMAC による地域協力の役割を尊重すること。

以上に係る MEMAC への委託経費に関しては、暫定的に 1800 万円 (委託費、旅費等一式) を計上しておくこと (プロジェクト開始後、MEMAC と調整・交渉の上、最終確定する)。

(5) 内陸部の対応計画の策定

内陸部の対応能力強化については、湿地帯や河川での防除実績の豊富な専門機関 (在英 Oil Spill Response Limited、以降 OSRL 社という) への再委託によるイラク国内、或いはヨルダン国アンマンやトルコ国イスタンブール等の隣国で開催するセミナー (3 日間、受講生 15 名程度) を企画すること。プロポーザルにて、研修実施方針や概要を提案し、必要な経費を見積書に含めること (開催地をバスラと想定して経費積算のこと)。

国際河川を共有する隣国イランとの共同防災計画や訓練は重要な事項であり、また、イランは既に国家レベルの油流出事故対応計画を有し、実施体制を整備している先行国であるため、イラ

ンでの第三国研修を実施し、イランの油流出事故対応計画にかかる取組み、実施体制について研修を行う（現地研修実質2日間、イラクからの参加者5名を想定）。研修計画については具体的にプロポーザルで提案することとし、研修に係る経費を見積もりに含める。その際、イラン側受け入れ機関（運輸省港湾局安全防災部）における受入れ経費は、暫定的に3万円（謝金代等）を計上しておくこと（プロジェクト開始後、研修内容が確定できた段階で JICA イラン事務所経由にて、イラン側より正式に見積もりを取り付ける予定）。また、イラク側カウンターパート5名の研修参加費用として、旅費、宿泊費、会場使用料のみを計上すること。

イラク国家油流出事故対応計画（NOSCP）の作成に当っては、イランを含む湾岸諸国の先行事例を参考にすることが肝要であり、MEMAC に相談しながら必要な情報を入手する。

（6）本邦研修

調査期間内に日本の国家油流出事故対応体制の紹介と、関連機関による研修、施設見学等を実施すること。10名、10日間程度を想定し、調査期間中に1回実施することとする。想定する研修内容・時期はプロポーザルで提案すること。但し、最終的にはイラク国側と協議の上、確定する。

（7）セミナー／ワークショップ、広報等

油流出事故対応に関わるイラク国の石油省及び傘下の原油パイプライン公社及び石油開発／精製会社、港湾公社、環境省等の関係者（15-20名程度）に対して、意見交換ならびに調査成果の周知・活用が図られるよう、以下のような内容についてセミナーまたはワークショップを現地調査及び本邦研修の期間に開催する。各セミナー／ワークショップの概要・時期について、プロポーザルで提案すること。なお、経費について、開催地をバスラと想定して安全対策に必要な経費も含めて見積もることとする。

- パイプライン等からの油流出防止／最少化対策（設計、管理、モニタリング方法等）
- 河川や湿地帯等の内陸域における油防除計画
- 油防除資機材の適正な使用法
- 資機材のストック量と地域防災センターの役割
- 油防除作業における廃棄物管理
- 野生動物救護対策
- 油濁土壌浄化技術
- 湿地の自然復旧、など

6. 調査の内容

本調査は現状分析を主な目的とするパート1と NOSCP の作成と対応体制の強化を主な目的とするパート2の2段階に分けて以下のような調査を実施する。コンサルタントは国内作業及び現地作業について効果的、効率的な方法をプロポーザルで提案すること。

<パート1> (2016年4月下旬～2016年10月下旬)

1) 現状分析

- a) イラク国における流出油対応の現状把握
- b) 油流出事故情報の収集・整理
- c) 流出源の特定と環境社会影響評価
- d) 油流出事故の潜在的リスク分析
- e) アラビア湾岸諸国における類似の油流出事故対応計画に関する情報収集

<パート2> (2016年11月上旬～2017年11月中旬)

2) 国家油流出事故対応計画 (NOSCP) 案の策定

- NOSCP の全体の枠組み (基本方針、組織、役割分担、責任/権限規定等)
- 地域ごとの対応戦略
- 連絡及び防除作業手順
- ドラフト NOSCP の起草

3) NOSCP に係る運用体制強化

- 陸域の油流出事故対応ガイドラインの整備¹
- 陸域 NOSCP の国内演習 (机上演習) による NOSCP (陸域) の検証
- 海域 NOSCP の国内演習 (机上演習) による NOSCP (海域) の検証
- 関連法規整備に係るロードマップ策定
- 油汚染対応活動の拠点となる防災センターの設置基本計画策定 (資機材配備計画等を含む)

4) MEMAC との協力体制の強化

- MEMAC による共同防災体制における活動準備 (情報共有、連絡体制、連携対応等)
- クウェートとの海域における油流出事故に係る共同訓練の実施
- イランとの国際河川における油流出事故に係る共同訓練の実施

5) 油流出対応能力の強化

- 海域汚染対応人材育成 (MEMAC による IMO-レベル 2 及びレベル 3 準拠セミナー受講)
- 陸域河川における油汚染対応人材育成 (OSRL/レベル 2 準拠セミナー受講)
- 第三国研修 (イラン港湾局): 隣国イランの油流出事故対応制度・資機材の対応計画、実施体制を研修
- 油流出対応に関するワークショップを通じた個人レベルの能力向上
- 本邦研修 (日本の流出油対応の学習、研修機関による講義、関連施設見学等)

¹海域における油流出事故対応ガイドラインは、これまでの先行調査「バスラ原油輸出施設における油流出事故対応計画策定支援 (フェーズ1～4)」で作成済み。

<パート 1>

(1) 第 1 次国内作業 (2016 年 4 月下旬～5 月中旬)

本調査の方針、実施体制、作業計画、作業分担について検討し、下記各項目について配慮の上、第 1 次現地調査にて収集すべき情報について整理する。詳細は下記のとおり。

ア. JICA との協議

本調査に係る経緯、イラク国・国家流出事故対応計画 (NOSCP) 策定支援に係る JICA の方針、留意事項、調査精度、今後のスケジュール等を確認する。

イ. 既存資料の収集、整理

これまでの関連調査にて収集された情報に基づき、a)イラク国における流出油対応の現状及び b)流出事故記録を再整理し、情報整理用フォーマットを作成する。

ウ. 第 1 次現地調査の準備

上記項目について、第 1 次現地調査にて更に収集する必要がある資料、情報、データをリストアップする。またそれらを質問票としてとりまとめ、イラク側に JICA 事務所経由で送付する。

エ. インセプションレポート (案) の作成

上記の分析結果をもとに、今後の調査実施方針、内容についてインセプションレポート(案)にとりまとめ、その内容につき JICA と協議を行い、必要に応じて修正する。

(2) 第 1 次現地調査 (2015 年 5 月下旬)

イラク国の NOSCP に係る関連行政機関 (以下、「イラク国関連機関」) に対して、調査全体の目的、方針、調査工程について説明する。パート 1 調査の進め方を説明の上、イラク側と日本側の作業分担についての理解を促進する。

また、他のアラビア湾岸諸国の国家油流出事故対応計画にかかる情報の収集を行う。必要に応じて MEMAC へ訪問・相談の上、イラクの NOSCP の作成に参考となる近隣国の類似計画及び関連情報を収集する。

ア. インセプションレポートの説明

イ. これまでにイラク側から提供された情報の再確認と追加情報提供依頼

ウ. 流出油対応に係る情報整理用フォーマットの説明と記入の依頼。引き続き実施される第 2 次国内調査期間中にイラク側が作成できるよう、十分な指導を行うこと。

エ. 他のアラビア湾岸諸国の国家油流出事故対応計画にかかる情報の収集を行う。

(3) 第 2 次国内作業 (2016 年 6 月上旬～2016 年 8 月下旬)

第 1 次現地調査の結果を踏まえて、①油流出源の特定と環境社会影響評価、及び②油流出事故の潜在的リスク分析を行う。なお、第 1 次現地調査にてイラク側に要請した追加情報提供及び情報整理用フォーマットの記入については、イラク側担当者が遅滞なく作業を進められるようメール等を通じて適宜進捗状況についての確認し、助言を行うこと。

ア. 第 1 次現地調査結果について JICA に報告を行う。

イ. 油流出源の特定と環境社会影響評価 (環境センシティブティマップの作成)

ウ. 油流出事故の潜在的リスク分析（優先保護地域の選定）

エ. パート 2 の詳細な実施計画の検討

(4) 第 2 次現地調査（2016 年 9 月上旬）

パート 2 における隣国イラン及びクウェートと実施する共同防災訓練、IMO 準拠のトレーニングセミナー、OSRL 社による陸域油汚染防除対策にかかるセミナー、及び第 3 国研修（イラン港湾局）を実施するために、以下の機関等を訪問し、具体的な日程や手続き、具体的な依頼内容等について打ち合わせを行う。

- ・ イラン運輸省港湾局安全防災部（テヘラン）
- ・ クウェート石油省及び環境庁（クウェート）
- ・ MEMAC（バーレン）
- ・ OSRL 社（ロンドン）

(5) 第 3 次現地調査（2016 年 9 月下旬）

ワークショップを通じて、第 2 次国内作業で実施した①油流出源の特定と環境社会影響評価、及び②油流出事故の潜在的リスク分析の手法及び結果を説明し、イラク側の理解を促進する。

ア. 第 1 回ワークショップの実施：パート 1 の説明

- 油流出源の特定と環境社会影響評価
- 油流出事故の潜在的リスク分析

イ. パート 2 の実施計画の説明

- 全体計画
- 個別テーマ：NOSCP の策定方針、イラン、クウェートとの共同防除訓練、等
- 本邦研修の実実施計画日程の説明

<パート 2>

(6) 第 3 次国内作業（2016 年 10 月上旬～11 月中旬）

パート 1 調査の結果を踏まえて、①NOSCP 内容検討、②内陸用ガイドライン、③関連法規の枠組み、④防災センターの設置計画について協議・検討を行う。

ア. 第 2 次現地調査の結果について、JICA に報告を行う。

イ. NOSCP 内容検討（基本方針、戦略）

ウ. 運用体制支援（内陸用ガイドライン策定、机上訓練による NOSCP の検証計画、関連法規の枠組み、防災センターの設置計画）

エ. 本邦研修の実施（講義、研修、工場施設見学等）

日本の流出油防除制度・体制（官庁、民間レベル）を学習することを主目的とする。実施に際しては、海上災害防止センターの施設見学を含めることを検討し、イラク側参加者に対して能力向上を図るよう計画とする。

オ. 第 4 回現地調査にて実施する OSRL 社ワークショップの準備・調整

カ. インタリム・レポートの作成

(7) 第4次現地調査 (2016年11月下旬)

- ア. 第2回ワークショップの実施：内陸部における油流出対応
- ・ 内陸部における防除技術 (OSRL 社による研修セミナー実施)：パイプラインからの流出、河川・湿地帯での対応／自然復旧等
 - ・ 内陸部 NOSCP の机上訓練
 - ・ 内陸用ガイドラインの説明
- イ. インテリム・レポートの説明
- ウ. パート1の情報収集作業のうち、未完成部分についての協議
- エ. イランとの共同防除訓練について協議・検討
- オ. イランにおける第3国研修の実施 (イランの NOSCP 制度及び防除施設視察等)

(8) 第4次国内作業 (2016年12月上旬～2017年1月中旬)

引き続き、①NOSCP 内容検討、及び②クウェートとの共同防除訓練の実施に向けた準備作業を中心に、国内作業を行う。

- ア. 第4次現地調査の結果について、JICAに報告を行う。
- イ. NOSCP 内容検討
- ウ. クウェートとの共同防除訓練準備作業

(9) 第5次現地調査 (2017年1月下旬)

第5次現地調査では、クウェートとの共同訓練実施 (通報訓練) を中心に調査を実施する。

- ア. 第3回ワークショップ
- 海上部分の机上訓練 (クウェートとの共同訓練実施前の模擬訓練)
- イ. クウェートとの共同訓練実施：イラク側とクウェー側の双方から、訓練実施状況を視察
- ウ. MEMACによるIMOレベル2及びレベル3セミナーの実施

(10) 第5次国内作業 (2017年2月上旬～2017年4月下旬)

引き続き、①NOSCP 内容検討、及び②イランとの共同防除訓練の実施に向けた準備作業を中心に国内作業を行う。

- ア. 第5次現地調査の結果について、JICAに報告を行う。
- イ. NOSCP 内容検討
- ウ. イランとの共同防除訓練準備作業

(11) 第6次現地調査 (2017年5月上旬)

第6次現地調査では、イランとの共同訓練実施を中心に調査を実施する。

- ア. 第4回ワークショップ
- 河川部分の机上訓練 (イランとの共同訓練実施前の模擬訓練)
- イ. イランとの共同訓練実施：イラク側とイラン側の双方から、訓練実施状況を視察

- ウ. NOSCP の説明・協議
- エ. NOSCP 運用体制についての説明・協議

(12) 第6次国内作業 (2017年5月中旬～2017年8月下旬)

- ア. 第6次現地調査の結果について、JICAに報告を行う。
- イ. ドラフト・ファイナルレポートの作成

(13) 第7次現地調査 (2017年9月上旬)

- ア. ドラフト・ファイナルレポートの説明
- イ. 共同防除訓練 (イラン、クウェート) の反省会
- ウ. 今後のNOSCP運用に係る課題についての協議

(14) 第7次国内作業 (2017年9月中旬～2017年11月上旬)

- ア. 第7次現地調査の結果について、JICAに報告を行う。
- イ. 第7次現地調査の結果及び、JICA及びイラク側のコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成する。
- ウ. NOSCP ドラフトファイナル最終化を行う。

7. 成果品等

次の成果品等をJICAに提出する。

なお、CD-ROMには全言語を収録すること。

(1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約における成果品は「ファイナルレポート」とする。

1) インセプションレポート

記載事項： 調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、調査実施計画など

提出時期： 2016年5月上旬

提出部数： 英文25部 [うちイラク国へ20部]、和文5部

2) インテリムレポート

記載事項： パート1調査 (現状分析) の結果とパート2調査計画

提出時期： 2016年9月下旬

提出部数： 英文25部 [うちイラク国へ20部]

3) ドラフトファイナルレポート

記載事項： 調査結果の全体成果

提出時期： 2017年9月下旬

提出部数： 英文25部 [うちイラク国へ20部]

4) ファイナルレポート

記載事項： ドラフトファイナルレポートに対するコメントに対し必要な加除修正を行

ったもの

提出時期：2017年11月中旬

提出部数：英文25部（アラビア語要約付き）[うちイラク国へ20部]、
和文（概要版）5部

5) 収集資料

- 注1) ファイナルレポートについては製本、その他のレポートについては簡易製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照する。
- 注2) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 注3) 収集資料:調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上でJICAに提出する。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結日から起算して10営業日以内

部数：和文5部（簡易製本）

2) 業務完了報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料：

- ・業務フローチャート
- ・業務人月表
- ・研修員受入れ実績

- ・ 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- ・ 合同調整委員会議事録等
- ・ その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文 3 部（簡易製本）

3) 業務月報

記載事項：国内・海外における業務従事期間中の業務に関する以下の事項

- ① 当月の進捗
- ② 翌月の計画
- ③ 当面の課題
- ④ 業務フローチャート（最新版）
- ⑤ その他先方実施機関との合意文書等

提出時期：毎月

部 数：和文 1 部（簡易製本）

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2016年4月下旬より業務を開始し、2017年11月下旬までに業務を完了する。

	2016											2017									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
パート1	■																				
パート2						■															
報告書		▲				▲												▲		▲	
		IC/R				IT/R												DF/R		F/R	

2. 業務量の目途

(1) 業務量の目安

総計(現地・国内を含む) 約 41.40 M/M

(2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野(案)を以下に示す(※カッコ内は評価対象者となる要員の想定するMM数)。
 なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、理由と共にプロポーザルにて提案すること。

- (1) 総括／油流出事故対応計画／取りまとめ(※5.00MM程度)(2号)
- (2) 油流出事故対応計画1(対応戦略)(※7.40MM程度)(3号)
- (3) 油流出事故対応計画2(組織・制度)(※7.10MM程度)(3号)
- (4) 油流出事故対応計画3(教育・訓練)
- (5) 油流出事故対応計画4(研修企画)
- (6) 油流出事故対応計画5(環境脆弱性マップ)
- (7) 石油関連施設／パイプラインの油流出事故防止対策
- (8) 環境・社会配慮

(3) 通訳

本調査には、現地にて通訳(アラビア語)を参加させることができる。ただし、経費は直接経費のみとする(直接人件費及び間接費を支給しない)。現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 相手国の便宜供与

協議議事録(R/D)を参照のこと。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

(1) 署名済み R/D

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があれば理由と共にプロポーザルにて提案すること。

6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関に再委託して実施すること。

(1) The Marine Emergency Mutual Aide Center (MEMAC)への委託業務

- イラク国 NOSCP（海域部分）のレビュー及びコメント
- IMO レベル 2 及び 3 準拠研修の実施：（想定実施地）イラク国バスラ、（受講者数）各 15 名程度
- 隣国イラン及びクウェートとの共同防災訓練：関係者間の調整・計画策定支援・実施時のオブザーバー参加・評価レポート作成等

(2) Oil Spill Response Limited (OSRL 社)への委託業務

- 陸域（河川・湿地帯等）における油防除に係る技術セミナー（作成された NOSCP（陸域）に基づく机上訓練を含む）：（想定実施地）イラク国バスラ、（受講者数）15 名程度

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地（コンサルタントの事務所設置国を含む）或いは国内において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。また、これらの現地再委託費は本見積りに積算すること。

7. 国内再委託

「第 2. 調査の目的・内容に関する事項 6. 調査の内容 5) 油流出対応能力の強化」については、有識者からの助言・指導を受けつつ作業を進めることを前提として、日本国の油防除体制に係る研修・見学を国内専門機関等に再委託することも可とする。国内再委託に係る留意事項は上記 6. 現地再委託に準ずることとする。

8. 特別経費

(1) 一般業務費等の直接経費

コンサルタント等は、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、調査対象地域の治安状況に応じ、次の条件により当該経費を契約金額に含めることができるものとし、当該経費の見積は別見積とする。

ア 警備員傭上、安全対策設備費等

イ 通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金など）

- ウ 各種保険契約（現金輸送、生命保険（ナショナルスタッフ）、戦争特約等）
- エ 現地業務調整などの傭人
- オ 車両（防弾車借上げ、防弾車運転手傭上、警護車両等）

（２）航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

（３）宿泊料

宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとし、その取扱いは別に定める。

（４）一般管理費等

本案件では、治安面で十分安定しているとはいえない地域にて、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等につき 10% を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。

9. その他の留意事項

（１）安全管理

安全管理の観点から、現地再委託等の活用を最大限に生かし、イラク国への渡航回数は可能な限り抑えること。

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。イラク国の治安状況については、JICA イラク事務所、在イラク日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

イラク国内での現地調査にあたっては、同国滞在日数が 9 日以内となるような日程を原則とする。バスラ県での調査実施に際しては JICA 安全対策措置に基づき下記 9 点を順守するとともに、総務部安全管理室、イラク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。万一、バスラ県以外の都市での調査等が必要になった場合であっても、JICA 安全対策措置を順守すること。

【JICA 安全対策措置】

- ① 渡航前に安全管理室からブリーフィングを受けること
- ② 移動の 2 週間前までに渡航・移動の予定をイラク事務所と協議の上、安全管理室に申請する。イラク事務所は承認を受けて関係者の渡航予定等について在イラク日本国大使館に対して事前報告を行う。
- ③ 民間警備会社より安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。
- ④ 防弾車両で移動を行う。
- ⑤ 渡航先については、イラク事務所と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全

対策措置を取った上で渡航を行う。

- ⑥連絡手段の確保（携帯・衛星携帯の常時携帯）を行う。
- ⑦日没後夜間の移動・外出は原則禁止とする。
- ⑧イラク国内の宿泊先については、イラク事務所が指定する宿泊施設を利用する。
- ⑨戦争特約・功労金に伴う手続きを行う。

（２）複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地調査及び国内作業がある場合も継続して実施することができる。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（３）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又は JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上